

- 一、暴力的行爲を以て坑夫を酷使虐待する悪習を絶対嚴禁せられたし
- 二、賃金を三割値上して本年五月以前に復舊されたし
- 三、最低賃金壹圓を確立されたし
現在賃金收得拾錢乃至貳、參拾錢多く五、六拾錢最多數を占むるを以て獨身坑夫は恒久的借金、家族持坑夫は米鹽の量を得ることさへ困難の状態にあり
- 四、坑内労働十時間法を嚴重履行されたし
從來十時間以上十五時間の違法的長時間労働を強要され居るものなり
- 五、傷病患者の取扱ひを親切丁寧にされたし
患者に要する費用（醫療費）竝に扶助を節約する目的を以て醫師に非ざる人事係が患者の療養を中途に拒否し暴行を加ふる事例多し

- 六、傷害扶助料を支給すべきものには即時之を支給されたし
扶助料を支給すべき身体障害坑夫に對して療養の打切後故意に二十日三十日の長月日之を曖昧に放任し、扶助義務を履行せざる事例多し
- 七、大納屋制度を即時撤廢されたし
- 八、永年勤績賞與支給を前定されたし
壹年未滿二十日分貳年未滿二十五日分參年未滿三十日分五年未滿四十五日分五年以上は壹年を増す毎に十日分を増す
- 九、解雇者には豫告手當歸國旅費（辨當料を含む）を解雇と同時に支給し歸國旅費は家族にも之を及ぼされたし
- 十、電燈料金を半減せられたし
- 十一、住宅の疊は年二回表替されたし
- 十二、強積立金を廢止されたし